

狛田駅東地区の町名地番の整理について（案）

（1）整理の必要性について

狛田駅東特定土地区画整理事業が施行中であり、この区域には第1表のとおり町名（大字、小字）があつて、事業の施行により土地の区画変更が行われました。

この区画整理事業で整理された土地の区画に合わせて地番をつけ直し整理するとともに、新たに町割りや町名を設定する必要があり、この町名地番を整理することで、以下の効果が期待されます。

- ・地番が規則的に配列されるため、わかりやすくなる
- ・救急車などの緊急車両、配達物などの確認が容易になる
- ・来訪者など目的地への到達が容易になる
- ・街並みとともに整理され、住みやすいまちとなる

第1表

大 字 名	小 字 名	よ み が な
下 狛	石 ケ 町	い し が ま ち
	市 場	い ち ば
	河 原 田	か わ ら だ
	車 付	く る ま づ き
	下 新 庄	し も し ん じ ょ う
	浄 楽	じ ょ う ら く
	本 庄	ほ ん じ ょ う

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を含む。

（2）実施区域について（資料7）

対象地：相楽都市計画事業狛田駅東特定土地区画整理事業区域
（平成19年8月31日付け、事業計画決定）

区域面積：約9.2ha

世 帯：220世帯

人 口：770人

土地の筆数：約363筆

（3）表示方法について

町内の区画整理事業である光台や精華台の前例に倣い、土地住所と建物住所が原則一致する、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づく「町界町名地番整理方式」により行います。

資料 6

なお、住居表示に関する法律による「住居表示方式」は、登記簿の土地名称と建物の所在表示が異なり所有者の混乱などが考えられることから、これまで本町での区画整理事業に伴う地番変更では、採用していません。

また、地番の割振についてはこれまでと同様に、各街区の役場敷地入口に近い角地を起点として右回りに順に付番することとします。

(4) 実施区域の町割について

祝園西・精華台・光台・桜が丘など、住区ごとに一つの町割りとなっており、今回の実施区域の範囲では、先例の面積規模から見て二つ以上の町割りとする必要性が乏しいため、一つの町とします。

(5) 実施区域の丁割について（第2表）

地区の規模が小さく、分割するには小さいことから、「1ブロック割り」とすることが好ましいですが、対象地区内には、「僧坊地区」及び「舟地区」の二つの自治会もあり、分かり易い表示を望む声もあることから、アンケート結果をふまえて「2ブロック割り」とします。

第2表

丁目	面積 (ha)	街区数	戸数 (戸)	人口 (人)	備考
一丁目	5.0	20	110	385	僧坊地区
二丁目	4.2	14	110	385	舟地区
全体	9.2	34 (街路数 17)	220	770	商業施設、駅前広場 公園 2、緑地 2

(6) 実施区域の町名について

地域の歴史的な背景に配慮するとともに、わかりやすく既存の町名などとの混乱にも配慮した名称を基本的な考え方とします。

精華町の北部に位置する狛田地区は、明治22年の町村制の施行に伴い、下狛村と菱田村とが統合して狛田村となりました。狛田の名称は、この地域の歴史的な名称でもあり、駅名にも使用され、なじみ深く親しみやすい名称でもあることから、アンケート結果をふまえて町名を「狛田一丁目」、「狛田二丁目」とします。